

福岡県後期高齢者医療検討委員会の運営について

福岡県後期高齢者医療広域連合

平成25年11月27日

福岡県後期高齢者医療検討委員会の運営について

- 1 設置根拠 福岡県後期高齢者医療検討委員会設置規則に基づくもの。
- 2 設置目的 後期高齢者医療制度について広く関係者から意見を聴き、制度の円滑かつ適正な運営に資することを目的とする。
- 3 検討事項 保険料率の算定、医療給付、保健事業、その他広域連合長が必要と認める事項に関すること。
- 4 委員 15人【名簿：別添】
 - ・被保険者（75歳以上の方など）の代表 4人
 - ・医療関係団体の代表 4人
 - ・保険者の代表 3人
 - ・公益代表 4人
- 5 運営にあたっての注意事項
 - (1) 検討委員会の会議は、原則公開とする。
 - (2) 会議録は、要点筆記とし、発言者名は記載しない。
 - (3) 発言は、会長の発言許可を得てから発言する。
 - (4) 代理出席は認めない。

福岡県後期高齢者医療検討委員会 委員名簿

任期:平成25年10月3日～平成27年10月2日

被保険者の代表	
シギョウ トシタカ 執行 利孝	福岡県民生委員児童委員協議会 会長
チヂワ エミコ 千々和 恵美子	公益社団法人福岡県老人クラブ連合会 副会長
キムラ タカノリ 木村 公典	公益社団法人福岡県老人クラブ連合会 理事
マツナガ チユキ 松永 千之	公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会 理事長
医療関係団体の代表	
テラサワ マサヒサ 寺澤 正壽	公益社団法人福岡県医師会 常任理事
イマサト カズヒロ 今里 憲弘	一般社団法人福岡県歯科医師会 常務理事
イノウエ ショウジ 井上 章治	公益社団法人福岡県薬剤師会 副会長
エダ リュウコ 江田 柳子	公益社団法人福岡県看護協会 常任理事
保険者の代表	
カワサキ オサム 川崎 修	全国健康保険協会福岡支部 業務部長
イノウエ スミカズ 井上 澄和	福岡県国民健康保険団体連合会 理事(春日市長)
オヤマ エイジ 小山 英治	健康保険組合連合会福岡連合会 専務理事
公益代表	
ハバソノ アキラ 馬場園 明	九州大学大学院医学研究院教授
タニハラ シンイチ 谷原 真一	福岡大学医学部准教授
フナキ セイイチロウ 船木 誠一郎	弁護士
チヤノキ ヨシト 茶木 義人	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 福祉施設・研修部 部長

○福岡県後期高齢者医療検討委員会設置規則

平成19年9月19日

規則第21号

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度について広く関係者から意見を聴き、もって制度の円滑かつ適正な運営に資するため、福岡県後期高齢者医療検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 保険料に関すること。
 - (2) 医療給付に関すること。
 - (3) 保健事業に関すること。
 - (4) その他福岡県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)が必要と認める事項に関すること。
- 2 検討委員会は、広域連合長の求めに応じ、前項に掲げる事項を検討し、必要に応じその結果を提言することができる。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人で組織する。

2 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱するものとし、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する者 4人
- (2) 医療関係団体を代表する者 4人
- (3) 保険者を代表する者 3人
- (4) 公益を代表する者 4人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、公益を代表する者のうちから全委員が選挙する。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、公益を代表する者のうちから会長が指名するものとし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7条 検討委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療検討委員会の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県後期高齢者医療検討委員会設置規則（平成19年規則第21号）第8条の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療検討委員会（以下「検討委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式）の交付を受けなければならない。

第3条 傍聴券は、検討委員会の開催日に所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券を職員に提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第6条 傍聴人は、職員から傍聴券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを増加することができる。

(傍聴席以外の場所への入場禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席以外の場所に立ち入ることができない。

(傍聴することができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、検討委員会において会議を非公開とする旨の決定があった場合その他会長が特に命じた場合は、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

様式 (第2条関係)

第	号	年	月	日
住 所				
氏 名				
年 齡		歳		
傍 聴 券				
福岡県後期高齢者医療検討委員会				

傍聴される皆様へ

傍聴に当たっては、次の事項を遵守してください。

- 1 議場に入らないこと。
- 2 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- 4 はち巻や腕章をするなど、示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと（病気などの場合は職員に申し出てください。）。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 許可を得ることなく、写真、映画等を撮影し、又は録音をしないこと。
- 10 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
- 11 傍聴の参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読しないこと。
- 12 傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を受付へ返却すること。

その他職員の指示には従ってください。従わないときは、退場させることがあります。

平成 年 月 日

福岡県後期高齢者医療広域連合